



事件番号 平成17年(行ウ)第4号  
事件名 政務調査費返還履行請求事件  
当事者名 原告 大内五介 外2名  
被告 弘前市長金澤隆

吉田銀三殿

審 尋 書

上記当事者間の文書提出命令の申立てについて、民事訴訟法223条2項により、次のとおり審尋する。

原告らから別添のとおりに提出命令の申立てがあったので、意見があれば、平成18年2月17日までに書面で意見を述べられたい。

平成18年2月9日

青森地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 齊 木 教 朗



平成18年(モ)第10014号

決 定

原告 大内五介 外2名

被告 弘前市長金澤隆

上記当事者間の政務調査費返還履行請求事件について、原告らのした文書提出命令の申立てについて、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり決定する。


主 文

吉田銀三は、別紙文書の表示記載の各文書を提出せよ。

平成18年2月23日


青森地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 齊 木 教 朗 

裁判官 伊 澤 文 

裁判官 石 井 芳 

~~被告代理人に対し~~  
即日、原告らに電話で告知済み

裁判所書記官 

(別紙)

文 書 の 表 示

- 1 平成15年度の4月分を除く弘前市議会政務調査費収支報告書に係る個々の支出が記載されている会計帳簿
- 2 平成15年度の4月分を除く弘前市議会政務調査費収支報告書に係る個々の支出を証明する領収書等

以 上